

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鹿屋市会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年鹿屋市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第9条に見出しとして「（パートタイム会計年度任用職員の週休日の振替に係る報酬の支給）」を付し、同条中「前項」を「前条」に、「規則」を「勤務時間規則」に、「あらかじめ規則」を「あらかじめ勤務時間規則」に改める。

第11条中「平成18年鹿屋市規則第47号」の次に「。以下「給与規則」という。」を加え、「同規則」を「給与規則」に改める。

第13条中「第6条第2項」を「第7条第2項」に改める。

第14条中「一時差し止め」を「一時差止め」に改める。

第17条第2項中「鹿屋市職員の給与の支給に関する規則（平成18年鹿屋市規則第47号。以下「給与規則」という。）」を「給与規則」に改め、同項第2号中「鹿屋市技能・労務職員の給与に関する規則（平成18年鹿屋市規則第49号）」を「鹿屋市技能労務職員の給与に関する規則（平成23年鹿屋市規則第3号）」に改め、同条第3項第1号中「については、その全期間」を削り、同項第2号中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加える。

第18条を第22条とし、第17条の次に次の4条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第18条 勤勉手当を支給されるパートタイム会計年度任用職員の範囲、勤勉手当の支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止に関し必要な事項については、常勤の職員の例による。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る1週間当たりの勤務時間の算出方法）

第19条 条例第12条の2第1項第2号の任命権者が定める方法は、任期に割り振ることとされている正規の勤務時間の合計時間数を任期の総日数で除して得た数に7を乗じるものとする。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当基礎額）

第20条 条例第12条の2第3項中「1月当たりの報酬の額に換算した額」とあるのは、第16条各号に掲げる報酬の支給単位に応じ、当該各号に定める額とする。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の特例)

第21条 6月1日を基準日とする勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者に限る。以下この条において同じ。）として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）との合計が6月以上に至ったときは、条例第12条の2第1項第1号に該当する者とみなす。

2 パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間（条例第12条の2第4項の規定により給与条例第2条に規定する職員の例によることとされる給与規則第49条第1項に規定する勤務期間をいう。）には、基準日以前6か月以内の期間において、第17条第2項各号に掲げる期間を算入する。

3 前項の期間の算定に当たっては、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 給与規則第28条第3号及び第4号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業法第2条の規定により育児休業（第17条第3項第2号ア及びイに掲げる育児休業を除く。）をしているパートタイム会計年度任用職員として在職した期間
- (3) 休職されていた期間
- (4) 条例第13条の規定により報酬を減額された期間
- (5) 負傷又は疾病（公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から週休日及び給与条例第17条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次号において「週休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、市長の定める期間を除く。
- (6) 勤務時間規則第15条第1項の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (7) 勤務時間規則第16条第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 育児休業法第19条第1項の規定による部分休業の承認を受けて勤務しなかつ

た期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(9) 基準日以前6か月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。